

## 「 - 根抵当権の元本確定事由 - 」

根抵当権の主な元本確定事由は以下のとおりです。

- ① 確定期日の到来
- ② 相続に基づく合意登記の未了
- ③ 根抵当権設定者による確定請求  
(合併・会社分割を事由とする場合、確定期日の定めなしの場合)
- ④ 根抵当権者による確定請求
- ⑤ 根抵当権者による競売申立て等・滞納処分
- ⑥ 第三者による競売・滞納処分
- ⑦ 債務者または設定者の破産

### ②についての補足説明

債務者について相続が開始した場合に、相続開始後 6 か月以内に相続による債務者変更登記及び指定債務者の合意の登記をしなかった場合には、相続開始の時に於いて根抵当権の元本は確定したものとみなされます。債務者の相続人が相続開始後に負担する債務を担保させようとする場合には 6 か月以内に登記をしなければなりません。債務者の相続人が 1 人だけの場合や根抵当権で担保される債務が存在しない場合でも同様です。

今月の一言

by 平井

根抵当権の元本確定事由は論点も多く、複雑です。いつでもご相談下さい。

## \* \* \* 田尻司法書士事務所 \* \* \*

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・

裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町 1 番地 6 (西京区役所西入すぐ)

TEL : 075-393-1550

FAX : 075-393-1568

『 事務所メインURL : <http://ts-shihoushoshi.com/> 』

『 相続・遺言専門URL : <http://ts-yuigon-souzoku.com/> 』

代表 司法書士 田尻世津子

司法書士 新川 元貴 (行政書士、AFP)

司法書士 平井 亘

スタッフ 野崎、森、吉岡